

第593回電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和7年12月23日（火）15:36～15:52

出席者：横山委員長、岩船委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、少し遅くなりましたが、ただいまから「第593回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取り扱いにつきまして、事務局より御説明を、よろしく願いいたします。

○田上総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、「第2部」につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

（異存：なし）

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、議題の1「沖縄電力株式会社の高圧部門の料金規制解除に伴う「特別な事後監視」について（報告聴収）」に関し、事務局から御説明を、よろしく願いいたします。

○高橋総合監査室長　総合監査室の高橋でございます。資料3を御覧ください。私からは、「沖縄電力株式会社の高圧部門の料金規制解除に伴う「特別な事後監視」について」、御説明をさせていただきます。

（趣旨）ですけれども、今年3月に開催されました第87回電力・ガス基本政策小委員会において、沖縄電力に対して料金規制が解除される高圧部門の小売料金について、合理的でない値上げが行われないよう、「特別な事後監視」を実施することが決議されました。

その具体的な監視方法につきましては、先月11月に開催されました第15回制度設計・監視専門会合において了承されましたので、今回、御報告をさせていただきます。

そして、この特別な事後監視の方法に基づく特別な事後監視を行うに当たっては、沖縄電力に対しまして、電気事業法に基づく報告徴収を実施することが必要であると考えていまして、これは、今、ガスの特別な事後監視でも四半期ごとに報告していただいておりますけれども、報告徴収をかけております。それと同様に、沖縄電力に対しても報告徴収をかけることを考えておりまして、本日は、その内容について御審議をいただきたいと思っております。

「経緯」ですけれども、ちょっと飛びまして29行目以降になります。3月の第564回の本委員会におきまして、沖縄電力の高圧部門の料金規制解除につきまして議論をいただきまして、「差し支えない」と考えるということと、料金規制等の解除がされた後、3年間は、高圧部門の小売料金の水準について、合理的でない値上げが行われないよう、特別な事後監視を実施することを決議して、経済産業大臣へ回答をいたしました。

その際に、特別な事後監視の詳細設計は、制度設計・監視専門会合にて検討することが決議なされたところであります。

その後、10月15日に関係する改正省令が公布されまして、省令上、沖縄エリアにおける小売部門の自由化が、特別高圧の2,000kW以上とされていたものが、50kW以上と改正されて公布されたところでございます。

その後、11月21日の制度設計・監視専門会合で特別な事後監視の詳細設計を審議していただいて、御了承をいただいたところでございます。

その「特別な事後監視の方法」でございましてけれども、42行目以降に記載しております。

沖縄電力では、ホームページで、主な料金メニューにおける4つのメニューを公表しておりまして、53行目以降に、その一覧表を掲げております。

高圧の500kW未満では、業務用電力、高圧電力Aと2つのメニュー、500kW以上では、業務用電力と高圧電力Bというメニューがありまして、これら4つのメニューで9割以上のメニューになると聞いております。

この4つのメニューにつきまして、右のほうに基本料金と電力料金が書いてありますけれども、今後は、このメニューごとの料金推移を確認していくというところで御了承を得ております。

61行目ですが、この特別な事後監視を行うに当たっての「報告徴収(案)」についてです。ガスのほうも先ほど申し上げたとおり、ガス事業法に基づいて報告徴収を発出しておりまして、これに準じて沖縄電力にも発出して、そこで得た情報を基に電気料金水準の変動と

か合理的でない値上げを行っていないかを確認することとさせていただきたいと考えております。

「報告徴収（案）」につきましては、10ページ以降を御覧いただければと思います。

今、画面で映しておりますけれども、具体的には27行目の報告対象の4つのメニューごとに、2.の「報告内容」、基本料金単価とか契約電力、それから夏季料金、その他季料金の料金単価等を報告していただく。

そして、「報告の期限」につきましては、50行目に書いてありますけれども、令和8年度の第1四半期以降、令和10年度第4四半期までの間の毎四半期ごとに、その四半期の最終月の末日から一か月を経過する日までに報告をするということで運用してまいりたいと思います。

私の説明は以上になります。御審議をよろしくお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

（質問、意見等：なし）

ありがとうございました。

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異論なし）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について」に関しまして、事務局から、御説明を、よろしくお願いいたします。

○栗谷取引監視課長　　取引監視課でございます。資料4に沿って説明をさせていただきます。

（趣旨）でございますけれども、今年12日に株式会社北海道熱供給公社から、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請が行われました。18日に、経済産業大臣から、当委員会に対しまして、認可に係る意見聴取がございました。本日は、当該意見聴取への対応方針

につきまして、御審議いただきたく存じます。

「申請者の概要」につきましては、1.の（参考）に記載してございます。

資本金は30億2,500万円、従業員は107名です。

変更認可申請地区は、札幌市の光星地区でございまして、需要は、住宅用が1,760件、業務用が9件となっております。

「申請の概要」につきましては、資料4-1を御覧いただきたく存じます。申請者作成の資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、「見直しの背景」でございまして、会社全体といたしましては、営業利益は出ておりますけれども、熱事業全体、それから光星地区の熱事業につきましては、継続して営業損失が計上されているということでございます。

「営業利益率」でございまして、直近では社全体として1.1%であるのに対し、熱事業全体では-6.6%、光星地区の熱事業では-25.7%となっております。

直近の料金改定は、1989年、36年前でございまして、このときと比べると燃料費、電力量が約2倍に増加しているということでございます。営業利益率がマイナスになっている背景には、この電力料の高騰があるという説明を事務局としては受けております。

契約戸数につきまして、大きな変化はございません。ただし、後ほど御説明いたしますけれども、1戸当たりの需要が減少していることに伴いまして、需要も減少しているという状況でございます。

次に「申請の概要」でございまして、申請原価につきまして、固定費は減少しておりますが、変動費が増加しております。特に燃料費等が、約2倍に増加しております。

「需要想定」でございまして、住宅暖房につきまして、大きな変化はございませんが、住宅給湯と業務用が減少しております。

これによりまして、事業全体としても減少しているということです。

「原価の内訳」でございまして、人件費と修繕費、減価償却費、それから事業報酬につきましては、マイナスとなっております。

他方、燃料費と租税公課、その他経費につきましては増加しております。

次に、「熱料金の値上げの影響」等についてでございます。

顧客の平均的な暖房面積、給湯使用量にて算定した1か月当たりの影響額は、表のとおりとなっております。現行料金では1万6,054円であるのに対し、新料金のもとでは2万591円となります。値上げ額は4,537円となっております。

「熱料金以外の見直しの内容」でございますけれども、現在使用実績のない棟別従量制料金の廃止、前納割引制度の廃止、前納割引に関する経過措置等となっております。

「見直しに関するスケジュール」でございます。

申請者は、これまで10月に顧客に対して周知チラシを配布した上で、1回目と2回目の説明会を実施しております。11月に3回目の説明会を実施しております。その上で、今回の変更認可申請に至っております。

この申請が認可された場合には、顧客へさらに周知チラシを配布した上で、来年4月1日から新料金を適用したいとしております。

資料につきましては、1ページ目に戻らせていただきます。

2ページ目でございますけれども、「審査の進め方」です。関連する料金算定要領及び審査要領に基づいて審査を行います。今回の審査につきましては、これまでの指定旧供給区域熱供給規程の変更認可における審査事例等を勘案いたしまして、事務局において審査の上、料金制度専門会合にお諮りすることなく委員会で御審議いただきたいと考えてございます。

「審査における論点」につきましては、過去の事例——過去の事例は、電気事業の事例やガス事業の事例を参考にしておりますけれども、過去の事例を参考にいたしまして、論点についても整理してございます。原価算定期間が妥当かどうか、需要の想定が妥当かどうかなどについて、一つ一つチェックをしていくこととなります。

「審査結果」につきましては、来年1月後半以降の委員会に上程したいと考えてございます。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。——御質問、御意見ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、ただいま事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

予定していた議事は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長　　ありがとうございます。

事務局から、2点、御連絡がございます

まず1点目、前回の委員会からの間に1件、書面開催を行っております。

一般ガス導管事業者の供給区域の変更許可について、12月17日付けで許可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

2点目、議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどを、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて委員会を終了といたします。

——了——